

# 令和5年度 山口県医師国保組合の特定保健指導

山口県医師国保組合が実施する特定保健指導は、次のとおり山口県医師国保組合と山口県医師会が契約し、県内統一して実施する。

実施主体 山口県医師国民健康保険組合

受託者 一般社団法人山口県医師会

実施機関 山口県医師会へ届出をした実施機関

## 特定保健指導内容表

|          |        |                  |  |  |
|----------|--------|------------------|--|--|
| 特定保健指導   | 動機付け支援 | 支援形態             |  | 原則1回の面接による支援を実施する。支援形態は1人20分以上 <sup>※1</sup> の個別支援、または1グループおおむね80分以上 <sup>※2</sup> のグループ支援（1グループはおおむね8名以下とする。） |
|          |        | 終了時評価の形態         |  | 面接または通信等により実施する。   |
|          | 積極的支援  | 初回時面接の形態         |  | 動機付け支援の支援形態と同様とする。   |
|          |        | 3ヶ月以上の継続的な支援     | 実施ポイント数  | 「標準的な健診・保健指導プログラム」に定めるポイント数が、支援Aのみで180ポイント以上、または支援A（最低160ポイント以上）と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施するものとする。                |
| 主な実施形態   |        |                  | 個別、グループ、電話、メール支援を効果的に活用して実施する。毎月1回以上の支援を3ヶ月以上実施する。 |  |
| 終了時評価の形態 |        | 面接または通信等により実施する。 |  |  |

※1 情報通信技術を活用した遠隔面接の場合は、おおむね30分以上とする。

※2 情報通信技術を活用した遠隔面接の場合は、おおむね90分以上とする。

## 契約単価内訳書

| 区分     | 1人当たり委託料単価<br>(消費税含む) | 支払条件  |
|--------|-----------------------|---|
| 特定保健指導 | 9,167円                | ・面接による支援終了後に左記金額の全額を支払  |
| ※      | 28,519円               | ・初回時の面接による支援終了後に左記金額の4/10を支払<br>・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払<br>・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払 |

※ 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

受診者自己負担額 なし